

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	株式会社エクストリーム
【英訳名】	EXTREME CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐藤 昌平
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
【電話番号】	03-5949-2003(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 島田 善教
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
【電話番号】	03-5949-2003(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 島田 善教
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
1株につき金62円 総額 331,991,896円
- ロ 効力発生日
2026年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社の経営体制の強化充実を図るため、当社定款に定める取締役の員数の上限を5名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 変化の激しい経営環境下において、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
また、取締役任期短縮と併せ、会社法第459条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、内容が重複する自己株式取得に関する規定を削除、中間配当に関する規定を整理・統合するものであります。
- (3) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、また有用な人材を招聘することを目的として、会社法に定める範囲内でその責任を免除または限定できる旨の規定を整備するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、佐藤昌平、島田善教、梅木元博、小林和樹、山口十思雄、野々村正仁の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、北端秀行、西田弥代、楠元克成の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、長澤正浩氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	34,754	91	-	(注)1	可決 99.7
第2号議案 定款一部変更の件	33,626	1,219	-	(注)2	可決 96.5
第3号議案 取締役6名選任の件					
佐藤 昌平	32,984	1,861	-	(注)3	可決 94.7
島田 善教	34,670	175	-		可決 99.5
梅木 元博	34,671	174	-		可決 99.5
小林 和樹	34,672	173	-		可決 99.5
山口 十思雄	34,665	180	-		可決 99.5
野々村 正仁	34,664	181	-		可決 99.5
第4号議案 監査役3名選任の件					
北端 秀行	34,712	133	-	(注)3	可決 99.6
西田 弥代	33,647	1,198	-		可決 96.6
楠元 克成	34,713	132	-		可決 99.6
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
長澤 正浩	34,660	185	-	(注)3	可決 99.5

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上